

令和 9 年度窓口封筒の製作及び寄附に関する覚書

小樽市と寄附者とは、小樽市が発行する証明書等の交付窓口に設置する封筒（以下「窓口封筒」という。）の製作及び寄付に関し次の条項により覚書を交換する。

第 1 条 寄附者は、窓口封筒に広告を掲載しようとする者（以下「協賛主」という。）を募り、窓口封筒を作成し、令和 9 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの間、小樽市に寄贈するものとする。

第 2 条 寄附者は、窓口封筒の使用に際し、何らかの問題又は第 3 者からの苦情が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、速やかに問題解決のために対応するものとする。

第 3 条 寄附者は、協賛主を募るにあたっては、小樽市が協賛の斡旋、及び媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行う。

第 4 条 寄附者は、広告の内容が次のいずれかに該当するものは掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他広告として掲載することが不適當であると市長が認めるもの

2 寄附者は、次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業
- (6) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (7) その他広告を掲載することが不適當であると市長が認める業種又は事業者

第 5 条 寄附者は窓口封筒の製作にあたり、仕様を事前に小樽市に報告し、小樽市の承諾を受けなければならない。

第6条 窓口封筒の納入先と納入数量は、小樽市の依頼に従い納入すること。

第7条 小樽市は窓口封筒の使用にあたり、その使用に不適當な事情が生じた場合は、窓口封筒の使用を中止することができる。

第8条 小樽市又は寄附者は、解約希望日の3か月前までに相手方に書面で通知することにより、この覚書を解約することができる。

第9条 この覚書の有効期間は令和11年4月30日までとする。

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の条項の解釈に疑義が生じた場合は、小樽市と寄附者が協議の上円満に解決する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

小樽市 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市長 迫 俊 哉

寄附者